

平成25年三重県議会定例会 予算決算常任委員会 教育警察分科会

I 議案補充説明

ページ

平成25年度三重県一般会計補正予算関係議案について…………… 1

- ・議案第105号「平成25年度三重県一般会計補正予算（第1号）」
- ・議案第115号「平成25年度三重県一般会計補正予算（第2号）」

議案第108号「三重県総合博物館条例案」…………… 6

平成25年6月19日

教育委員会

議案第105号

平成25年度三重県一般会計補正予算(第1号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	14,979,549		14,979,549
	小学校費	57,738,394		57,738,394
	中学校費	32,590,113		32,590,113
	高等学校費	36,199,620		36,199,620
	特別支援 学校費	11,287,169		11,287,169
	社会教育費	989,696		989,696
	保健体育費	498,794	6,171	504,965
合計		154,283,335	6,171	154,289,506

歳出補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内容
保健体育費 運動部活動充実事業費	25,149	6,171	31,320	体罰に関する実態調査の結果を踏まえて、教職員が部活動マネジメントの専門知識とスキルを身につけるとともに部活動の教育的価値を高めるため、生徒へのアンケート調査の分析を活用した研修を実施する経費等の増額

平成25年度 部活動マネジメント研修講座

～部活動の教育的価値を高め、成果につなげる指導法～

1 目的

部活動顧問等を対象に、部活動の教育的意義を再確認し、部活動のマネジメントに関する専門知識とスキルを身につけるための連続講座を開設し、効率的かつ効果的な部活動運営のできる指導者を育成することで、体罰の未然防止を図るとともに、学校内の他の部活動への波及効果によって学校全体の生徒指導等の改善にもつなげます。

2 内容

部活動の教育的意義に着目し、生徒アンケート（選択式2回、記述式1回）の分析を活用した部活動マネジメントの専門知識とスキルを身につけ、具体的な成果に結びつけるための連続講座。

<主な内容（予定）>

- (1) 第1回 部活動の意義及びマネジメント手法等の理解
→ マネジメント実践（約1ヶ月）、生徒アンケート（1回目）の実施等
- (2) 第2回 アンケート分析結果等の理解、課題解決のためのグループワーク等
→ マネジメント実践（約1ヶ月）、生徒アンケート（記述式）の実施
- (3) 第3回 マネジメント実践結果の報告、実践のブラッシュアップのためのグループワーク
→ マネジメント実践（約1ヶ月）、生徒アンケート（2回目）の実施等
- (4) 第4回 アンケート（2回目）の分析結果の変化を踏まえたマネジメント実践の検証、学びのまとめ

3 期日・会場

第1期 7月、8月、9月、10月 四日市
第2期 11月、12月、1月、2月 伊勢

4 参加対象

三重県内の高等学校、中学校等の部活動顧問 200人
(その他 生徒指導担当者、学校管理職等の参加も可)
(※ アンケート対象者 顧問200人×部員20人=4,000人)

議案第115号

平成25年度三重県一般会計補正予算(第2号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	14,979,549	6,035,771	21,015,320
	小学校費	57,738,394	▲ 1,538,900	56,199,494
	中学校費	32,590,113	▲ 840,325	31,749,788
	高等学校費	36,199,620	▲ 803,528	35,396,092
	特別支援 学校費	11,287,169	▲ 237,892	11,049,277
	社会教育費	989,696		989,696
	保健体育費	504,965		504,965
合計		154,289,506	2,615,126	156,904,632

歳出補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内 容
教育総務費				
事務局人件費	2,325,450	▲ 24,356	2,301,094	給与関係条例案に基づく人件費等の減額
教職員退職手当	8,863,571	6,060,127	14,923,698	当初予算で一部計上を見送った退職手当について、所要額の計上を行うことによる増額
小学校費				
小学校人件費	56,265,469	▲ 1,538,900	54,726,569	給与関係条例案に基づく人件費の減額
中学校費				
中学校人件費	31,594,788	▲ 840,325	30,754,463	給与関係条例案に基づく人件費の減額
高等学校費				
高等学校人件費	29,772,079	▲ 803,528	28,968,551	給与関係条例案に基づく人件費の減額
特別支援学校費				
特別支援学校人件費	9,232,674	▲ 237,892	8,994,782	給与関係条例案に基づく人件費の減額
				(注) 給与関係条例案 副知事等の給与の臨時特例に関する条例案

議案第108号「三重県総合博物館条例案」

三重県総合博物館条例案の概要について

1 設置目的・趣旨（第一条）

三重の自然と歴史・文化に関する資産を保全・継承し、次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり、個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法の規定に基づき設置します。

2 設置場所・名称（第一条）

- (1) 設置場所：津市
- (2) 名称：三重県総合博物館

3 業務、博物館事業（第二条）

- (1) 博物館資料を収集し、保管し、展示し、一般の利用に供すること
- (2) 三重の自然と歴史・文化に関する資産についての調査研究を行うこと
- (3) 上記資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと
- (4) 歴史資料として重要な公文書（現用のものを除く。）を博物館資料として保存し、展示し、一般の利用に供するとともに、これに関する調査研究を行うこと

4 休館日（第三条）

- ・ 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
- ・ 年末年始（12 / 29～1 / 3）
- ・ 別途定める日

5 開館時間・利用時間（第四条）

- (1) 開館時間 9：00～19：00（入館は、18：30まで）
- (2) 利用時間

- ・ 基本展示室、企画展示室、交流展示室
9：00～17：00
- ・ 交流活動室、こども体験展示室、実習室、資料閲覧室、
三重の実物図鑑、レクチャールーム、レファレンスカウンター
9：00～19：00

※教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更できる。

- 6 **利用について（許可手続き、使用料）（第八条～第十一条、第十三条）**
博物館資料、施設等を利用する場合は、教育委員会の許可が必要です。
- ・博物館資料 1回につき、1点5,000円以下で知事が定める額
 - ・交流展示室 1時間につき、1,890円
 - ・レクチャールーム 1時間につき、1,680円
- 7 **観覧料（第十二条）**
- ・高校生以下 無料（基本展示）
 - ・大学生、専門学校生等 300円（基本展示）
 - ・一般 500円（基本展示）
 - ・年間パスポート券 一般1,600円 大学生、専門学校生等1,000円
- 8 **博物館協議会（第十四条～第十七条）**
博物館法の規定により、三重県総合博物館協議会を置きます。
- ・委員は、15人以内
 - ・委員任期は、2年
- （博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とします。）